

福岡県公報

平成31年4月23日
第4087号

目次

告示(第351号-第370号)

○漁業災害補償法に基づく特定第2号漁業者の同意	(漁業管理課) …………… 1
○漁業共済の加入区の設定の一部変更	(漁業管理課) …………… 2
○道路の区域の変更	(道路維持課) …………… 2
○道路の区域の変更	(道路維持課) …………… 3
○土砂災害警戒区域の指定	(砂防課) …………… 3
○土砂災害特別警戒区域の指定	(砂防課) …………… 3
○土砂災害警戒区域の指定の解除	(砂防課) …………… 3
○土砂災害特別警戒区域の指定の解除	(砂防課) …………… 4
○土砂災害警戒区域の指定	(砂防課) …………… 4
○道路の区域の変更	(道路維持課) …………… 4
○道路の供用の開始	(道路維持課) …………… 4
○道路の区域の変更	(道路維持課) …………… 5
○土砂災害警戒区域の指定	(砂防課) …………… 5
○土砂災害警戒区域の指定の解除	(砂防課) …………… 5
○土砂災害特別警戒区域の指定の解除	(砂防課) …………… 5
○土砂災害警戒区域の指定	(砂防課) …………… 6
○土砂災害特別警戒区域の指定	(砂防課) …………… 6
○包括外部監査契約の締結	(監査委員事務局総務課) …………… 7
○道路の区域の変更	(道路維持課) …………… 7
○道路の供用の開始	(道路維持課) …………… 7

公 告

○落札者等の公示	(税務課) …………… 7
○落札者等の公示	(税務課) …………… 8
○落札者等の公示	(総合政策課) …………… 8
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課) …………… 9
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課) …………… 9
○県営土地改良事業計画の決定	(農村森林整備課) …………… 9
○土地改良区の定款の変更の認可	(農村森林整備課) …………… 9
○平成31年度狩猟免許試験及び狩猟者講習の実施	(農山漁村振興課) …………… 10
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) …………… 12

教育委員会

○福岡県指定無形文化財保持者の認定解除	(教育庁文化財保護課) …………… 12
---------------------	----------------------

告 示

福岡県告示第351号

漁業災害補償法(昭和39年法律第158号)第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による次の届出に係る特定第2号漁業者の同意は、同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認められるので、同条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定により公示する。

平成31年4月23日

福岡県知事 小川 洋

発起人の住所及び氏名並びに区域及び区分

住 所	氏 名	区 域 (漁業共済の加入区の名称)	区 分
糸島市二丈吉井	福喜 梅本 芳則	糸島漁業協同組合の地区のうち 旧福吉漁業協同組合の地区 (福吉加入区)	二双吾智網漁業
〃	白山 梅本千利志		

糸島市加布里 〃	鍋嶋 民生 古川 芳治	糸島漁業協同組合の地区のうち 旧加布里漁業協同組合の地区 (加布里加入区)	小型底びき網漁業、 小型特定漁業及び 小型一般漁業
糸島市志摩船越 〃	井上富士弥 坂田 松人	糸島漁業協同組合の地区のうち 旧船越漁業協同組合の地区 (船越加入区)	小型船びき網漁業
糸島市志摩船越 〃	萬盛興産(株) 萬盛 仲西 邦敏 引津・大洋 仲西 藤正	糸島漁業協同組合の地区のうち 旧船越漁業協同組合の地区 (船越加入区)	いわし揚繰網漁業及 び二双吾智網漁業
糸島市志摩岐志 〃	徳栄・順徳組 松前 龍吉 恵比須・日進組 土井良 剛	糸島漁業協同組合の地区のうち 旧岐志新町漁業協同組合の地区 (岐志新町加入区)	二双吾智網漁業
糸島市志摩姫島 〃	森 菊夫 吉村 隆幸	糸島漁業協同組合の地区のうち 旧姫島漁業協同組合の地区 (姫島加入区)	小型船びき網漁業、 小型特定漁業、小型 一般漁業及び小型定 置網漁業
福津市渡 福津市津屋崎	永島 孝人 赤間 幸明	宗像漁業協同組合の地区のうち 旧津屋崎漁業協同組合の地区 (津屋崎加入区)	小型底びき網漁業、 小型特定漁業、小型 一般漁業、小型定置 網漁業及び総トン数 10トン以上100トン未 満の漁船により営む 漁業
宗像市大島 〃	古賀 政治 宮本 敏喜	宗像漁業協同組合の地区のうち 旧大島漁業協同組合の地区 (大島加入区)	小型特定漁業及び小 型一般漁業

福岡県告示第352号

漁業共済の加入区の設定(平成27年3月福岡県告示第191号)の一部を次のように変更したので、漁業災害補償法施行令(昭和39年政令第293号)第9条第7項において準用する同令第7条第3項の規定により公示する。

平成31年4月23日

福岡県知事 小川 洋

表中

能古加入区	福岡市漁業協同組合の地区のうち	小型底びき網漁業	を
	旧能古漁業協同組合の地区	小型特定漁業及び小型一般漁業	

能古加入区	福岡市漁業協同組合の地区のうち	小型底びき網漁業、小型特定漁業、小型一般漁業及び小型定置網漁業	に
	旧能古漁業協同組合及び旧福岡漁業協同組合の地区		

改め、福岡加入区の項を削る。

福岡県告示第353号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成31年4月23日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
八女	県道	唐尾川線	前	八女市龍ヶ原263番1先から八女郡広川町大字太田1018番1先まで	4.9 ～ 20.0	1,367.0	
			前	八女市龍ヶ原263番1先から八女郡広川町大字太田1018番1先まで	8.0 ～ 58.6	1,562.0	うち県道佐賀八女線重用延長205.0メートル
			後	八女市室岡1242番1先から八女郡広川町大字太田1018番1先まで	4.9 ～ 58.6	1,993.7	

			後	八女市室岡1242番1先から八女郡広川町大字太田1018番1先まで	12.0 ～ 58.6	1,981.0	
--	--	--	---	-----------------------------------	-------------------	---------	--

福岡県告示第354号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成31年4月23日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
八 女	県道	佐 賀 線 八 女	前	八女市龍ヶ原67番3先から八女市龍ヶ原22番6先まで	9.9 ～ 10.0	260.0
			後	八女市龍ヶ原67番3先から八女市龍ヶ原22番6先まで	10.0 ～ 34.0	260.0

福岡県告示第355号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成31年4月23日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

不動7	田川郡添田町大字中元寺（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
-----	-----------------------------	---------

備考 別紙図面1は省略し、その図面を添田町役場に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第356号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成31年4月23日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
不動7	田川郡添田町大字中元寺（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面1に記載する表のとおり

備考 別紙図面1は省略し、その図面を添田町役場に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第357号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき指定した土砂災害警戒区域（平成23年1月福岡県告示第211号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第6項において準用する同条第4項の規定により公示する。

平成31年4月23日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
上小野2	八女市星野村（別紙図面1に示す区域のとおり）	土石流

備考 別紙図面1は省略し、その図面を八女市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第358号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づき指定した土砂災害特別警戒区域（平成23年1月福岡県告示第212号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第9項において準用する同条第4項の規定により公示する。

平成31年4月23日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
上小野2	八女市星野村（別紙図面1に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面1に記載する表のとおり

備考 別紙図面1は省略し、その図面を八女市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第359号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成31年4月23日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
上小野川-2	八女市星野村（別紙図面1に示す区域のとおり）	土石流

備考 別紙図面1は省略し、その図面を八女市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第360号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成31年4月23日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
朝倉	県道	甘木井線	前	朝倉市杷木志波3261番2先から 朝倉市杷木志波3272番1先まで	5.5 ～ 24.2	226.5
			後	朝倉市杷木志波3261番2先から 朝倉市杷木志波3272番1先まで	5.5 ～ 24.2	226.5
			後	朝倉市杷木志波3261番2先から 朝倉市杷木志波3272番1先まで	5.0 ～ 19.1	206.2

福岡県告示第361号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成31年4月23日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成31年4月23日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
朝倉	甘木井線	朝倉市杷木志波3261番2先から 朝倉市杷木志波3272番1先まで

福岡県告示第362号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所に於いて一般の縦覧に供する。

平成31年4月23日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
直 方	一般国道	200号	前	直方市大字感田1391番1先から 直方市大字感田1388番2先まで	20.0 ～ 32.0	153.0
			後	直方市大字感田1391番1先から 直方市大字感田1388番2先まで	14.0 ～ 26.6	

福岡県告示第363号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成31年4月23日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
納又-1	八女市上陽町上横山（別紙図面1に示す区域のとおり）	地滑り
枉葉	八女市上陽町上横山（別紙図面2に示す区域のとおり）	地滑り

備考 別紙図面1及び2は省略し、その図面を八女市役所に備え置いて縦覧に供する

福岡県告示第364号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき指定した土砂災害警戒区域（平成26年3月福岡県告示第190号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第6項において準用する同条第4項の規定により公示する。

平成31年4月23日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
四条野-1	八女市黒木町木屋（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面1は省略し、その図面を八女市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第365号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づき指定した土砂災害特別警戒区域（平成26年3月福岡県告示第191号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第9項において準用する同条第4項の規定により公示する。

平成31年4月23日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
四条野-1	八女市黒木町木屋（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面1に記載する表のとおり

備考 別紙図面1は省略し、その図面を八女市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第366号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成31年4月23日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
四条野川-1	八女市黒木町木屋（別紙図面1に示す区域のとおり）	土石流
四条野川-2	八女市黒木町木屋（別紙図面2に示す区域のとおり）	土石流
四条野川-3	八女市黒木町木屋（別紙図面3に示す区域のとおり）	土石流
四条野川-4	八女市黒木町木屋（別紙図面4に示す区域のとおり）	土石流
四条野谷川	八女市黒木町木屋（別紙図面5に示す区域のとおり）	土石流
四条野-1	八女市黒木町木屋（別紙図面6に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
込野-1	八女市黒木町土窪（別紙図面7に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
込野-2	八女市黒木町土窪（別紙図面8に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
込野-3	八女市黒木町土窪（別紙図面9に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
込野-4	八女市黒木町土窪（別紙図面10に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
下名	八女市黒木町土窪（別紙図面11に示す区域のとおり）	地滑り
四条野	八女市黒木町木屋（別紙図面12に示す区域のとおり）	地滑り

備考 別紙図面1から12までは省略し、その図面を八女市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第367号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成31年4月23日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
四条野川-2	八女市黒木町木屋（別紙図面2に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面2に記載する表のとおり
四条野川-3	八女市黒木町木屋（別紙図面3に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面3に記載する表のとおり
四条野川-4	八女市黒木町木屋（別紙図面4に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面4に記載する表のとおり
四条野谷川	八女市黒木町木屋（別紙図面5に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面5に記載する表のとおり
四条野-1	八女市黒木町木屋（別紙図面6に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面6に記載する表のとおり
込野-1	八女市黒木町土窪（別紙図面7に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面7に記載する表のとおり
込野-2	八女市黒木町土窪（別紙図面8に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面8に記載する表のとおり
込野-3	八女市黒木町土窪（別紙図面9に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面9に記載する表のとおり
込野-4	八女市黒木町土窪（別紙図面10に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面10に記載する表のとおり

備考 別紙図面2から10までは省略し、その図面を八女市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第368号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の36第1項の規定に基づき、包括外部監査契約を締結したので、同条第6項の規定により次のように告示する。

平成31年4月23日

福岡県知事 小川 洋

1 契約の相手方の氏名及び住所

(1) 氏名 工藤 重之

(2) 住所 福岡市中央区六本松四丁目2番6-1326号

2 契約の期間の始期

平成31年4月9日

3 監査に要する費用の額の算定方法

契約で定める基本費用の額並びに契約で定めるところにより算定した執務費用及び実費の額の合計額とする。

4 監査に要する費用の支払方法

監査の結果に関する報告書提出後に精算払とする。ただし、必要があると認めるときは契約の定めるところにより概算払をすることができる。

福岡県告示第369号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成31年4月23日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
朝倉	一般国道	200号				

朝倉	一般国道	200号	前	朝倉郡筑前町朝日721番1先から 朝倉郡筑前町朝日538番1先まで	8.9 ～ 13.1	124.8
			後	朝倉郡筑前町朝日721番1先から 朝倉郡筑前町朝日538番1先まで	10.1 ～ 13.1	124.8

福岡県告示第370号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成31年4月23日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成31年4月23日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
朝倉	200号	朝倉郡筑前町朝日721番1先から 朝倉郡筑前町朝日538番1先まで

公 告

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成31年4月23日

福岡県知事 小川 洋

1 契約に係る特定役務の名称

自動車二税申告受付等に係る業務（平成31年（2019年）10月以降は、自動車二税又は自動車税（環境性能割・種別割）及び軽自動車税（環境性能割）申告受付等に係る業務）

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

- (1) 部局の名称
福岡県総務部税務課
- (2) 所在地
福岡市博多区東公園7番7号
- 3 契約の相手方を決定した日
平成31年4月1日
- 4 契約の相手方の氏名及び住所
 - (1) 氏名
福岡県自動車販売店協会
 - (2) 住所
福岡市東区千早三丁目9番23号
- 5 契約金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）
195,076,810円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約を行った理由
政府調達に関する協定第15条1(b)に該当

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成31年4月23日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 契約に係る特定役務の名称
平成31年度福岡県自動車税納税通知書及び減免決定通知書等作成業務、封入封緘及び配送業務
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 - (1) 部局の名称
福岡県総務部税務課
 - (2) 所在地

- 福岡市博多区東公園7番7号
- 3 契約の相手方を決定した日
平成31年4月1日
- 4 契約の相手方の氏名及び住所
 - (1) 氏名
トッパン・フォームズ株式会社 西日本事業部
 - (2) 住所
福岡市博多区博多駅前四丁目4番15号
- 5 契約金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）
39,182,205円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約を行った理由
政府調達に関する協定第15条1(d)に該当

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成31年4月23日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 契約に係る特定役務の名称
平成31年度福岡県地価調査業務委託契約
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 - (1) 部局の名称
福岡県企画・地域振興部総合政策課
 - (2) 所在地
福岡市博多区東公園7番7号
- 3 契約の相手方を決定した日
平成31年4月1日
- 4 契約の相手方の氏名及び住所

- (1) 氏名
公益社団法人福岡県不動産鑑定士協会
- (2) 住所
福岡市博多区祇園町1番40号
- 5 契約金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）
67,213,800円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約を行った理由
政府調達に関する協定第15条1(b)に該当

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき述べられた意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成31年4月23日

福岡県知事 小川 洋

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - (1) 名称 (仮称) 新宮町緑ヶ浜商業施設
 - (2) 所在地 糟屋郡新宮町緑ヶ浜四丁目10番1
- 2 法第8条第1項の規定に基づき述べられた意見の概要
 - ・資料3において、廃棄物等保管箇所について平成30年11月26日に協議した内容と異なっている。協議した資料10の内容で図示し、詳細図を差し替えること。
 - ・資料5において、道路No.15町道三代線と表記があるが、町道夜白～三代線に訂正すること。
 - ・資料7において、出入口No.3は前後にガードレールがあり離合が困難である。
 - ・渋滞緩和に努め、誘導員等を適切に配置すること。

- ・屋外照明の光源の種類に留意すること。（近接する消防署用夜間照明に大量の虫が誘引されたことがある。）
- ・商業施設の駐車場内への、24時間緊急車両の進入の可否について。

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成31年4月23日

福岡県知事 小川 洋

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - (1) 名称 ライフガーデン新宮中央
 - (2) 所在地 糟屋郡新宮町中央駅前一丁目5番地3 外
- 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
意見なし

公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成31年4月23日

福岡県知事 小川 洋

縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
県営小野牟田地区土地改良（農業用ため池整備）事業計画書の写し	平成31年4月23日から平成31年5月29日まで	直方市役所

公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

平成31年4月23日

福岡県知事 小川 洋

土地改良区名	認可年月日
城井郷土地改良区 上城井土地改良区 深野土地改良区	平成31年4月12日

公告

平成31年度狩猟免許試験及び狩猟者講習を次のように実施する。

平成31年4月23日

福岡県知事 小川 洋

1 狩猟免許試験の期日及び場所

期 日	場 所		所 管
	所 在 地	会 場	
平成31年6月27日（木曜日）	福岡市中央区赤坂一丁目8-8	福岡県福岡西総合庁舎	福岡県福岡農林事務所
	北九州市八幡西区則松三丁目7-1	福岡県八幡総合庁舎	福岡県八幡農林事務所
	行橋市中央一丁目2-1	福岡県行橋総合庁舎	福岡県行橋農林事務所
平成31年7月25日（木曜日）	朝倉市甘木198-1	ピーポート甘木	福岡県朝倉農林事務所
	飯塚市有安830-3	飯塚市庄内交流センター	福岡県飯塚農林事務所
	筑後市大字和泉606-1	福岡県筑後農林事務所	福岡県筑後農林事務所
平成31年8月25日（日曜日）	行橋市中央一丁目2-1	福岡県行橋総合庁舎	福岡県行橋農林事務所
平成32年1月26日（日曜日）	福岡市中央区赤坂一丁目8-8	福岡県福岡西総合庁舎	福岡県福岡農林事務所

2 受験資格者並びに試験科目及び試験時間

(1) 受験資格者

福岡県内に住所を有する者で、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第40条に規定する免許の欠格事由に該当しないもの

なお、年齢については、銃猟免許にあっては試験当日20歳以上、網猟免許及びわな猟免許にあっては試験当日18歳以上の者

(2) 試験科目及び試験時間

区 分	試 験 科 目	試 験 時 間
	課 題	
知識試験	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法令、猟具、鳥獣並びに鳥獣の保護及び管理並びに狩猟に関する知識について	午前9時30分～ 午前11時00分
適性試験	視力、聴力及び運動能力について	午前11時00分～ 午後0時30分
技能試験	猟具の操作、距離の目測（網猟、わな猟免許を除く。）及び鳥獣の判別	午後1時30分～ 午後5時00分

3 狩猟者講習の期日及び場所

期 日	会 場 所 在 地	会 場 名
平成31年7月2日（火曜日）	朝倉市甘木198-1	ピーポート甘木
平成31年7月10日（水曜日）	飯塚市有安830-3	飯塚市庄内交流センター
	八女市立花町原島108-1	八女市立花市民センター
平成31年7月17日（水曜日）	みやま市高田町濃施14	まいピア高田
平成31年7月23日（火曜日）	北九州市八幡西区則松三丁目7-1	福岡県八幡総合庁舎
平成31年7月24日（水曜日）	福岡市博多区吉塚本町13-50	福岡県吉塚合同庁舎
平成31年7月26日（金曜日）	行橋市中央一丁目2-1	福岡県行橋総合庁舎
平成31年9月1日（日曜日）	筑後市大字和泉606-1	福岡県筑後農林事務所

4 受講資格者並びに講習科目及び講習時間

(1) 受講資格者

平成28年において狩猟免許試験又は狩猟者講習を受けて狩猟免許を取得している者で、福岡県内に住所を有し、かつ、当該免許の更新を受けようとするもの（1種の免許について受講資格を有する者は、有効期限の異なる他種の免許についても、受講資格を有する。）

なお、認定鳥獣捕獲等事業に従事する者であって環境省令で定める方法により狩猟について必要な適性を有することが確認されたものについては、適性試験を免除する。

(2) 適性検査、講習科目及び時間

講 習 科 目	講 習 時 間
視力、聴力及び運動能力の適性検査	午前9時00分～午前10時00分
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法令並びに鳥獣の保護及び管理並びに狩猟に関する知識	午前10時00分～午後1時00分
鳥獣の判別	
猟具の取扱い	

5 受験又は受講の申込方法

(1) 受験又は受講の希望者は、狩猟免許申請書又は狩猟免許更新申請書（いずれも免許の種類ごとに1通必要）に必要な事項を記入し、次に掲げるものを添えて、下記で定める申込期間内に申請者の居住地を所管する農林事務所に申し込むこと。なお、各申請書類は、必ず黒のボールペン（消えないもの）で記入すること。

ア 写真（申込前6月以内に撮影した上三分身、無帽、正面向き、縦3.0センチメートル横2.4センチメートルのもの。免許の種類ごとに1枚必要）を貼った受験票又は受講票（用紙は、各農林事務所及び猟友会支部で交付する。）

イ 次に掲げる者でないことを証明する医師の診断書（申請日前3か月以内のものとする。また、申請者が銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第4条第1項第1号の規定による許可の写しを添付している場合を除く。）

(ア) 統合失調症にかかっている者

(イ) そう鬱病（そう病及び鬱病を含む。）にかかっている者

(ウ) てんかん（発作が再発するおそれがないもの、発作が再発しても意識障害がもたらされないもの及び発作が睡眠中に限り再発するものを除く。）にかかっている者

(エ) 自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力を失わせ、又は著しく低下させる症状を呈する病気（アからウまでに掲げるものを除く。）にかかっている者

(オ) 麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者

(カ) 自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力がなく、又は著しく低い者（アからオまでに該当する者を除く。）

ウ 狩猟免許申請手数料（5,200円（試験の一部を免除される者にあつては3,900円）。2種以上受験しようとする者は1種ごとに5,200円（試験の一部を免除される者にあつては3,900円）を加算のこと。）又は狩猟免許更新申請手数料（2,900円。2種以上を受講しようとする者は1種ごとに2,900円を加算のこと。）

なお、各手数料は、福岡県領収証紙で納付すること。

（販売所一覧：<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/kkaikai.html>）

(2) 狩猟免許は、網猟免許、わな猟免許、第一種銃猟免許及び第二種銃猟免許の4種であり、狩猟免許申請書又は狩猟免許更新申請書は、各種ごとに提出すること。

ア 網猟免許は、網を使用する法定猟法により狩猟をする者を対象とする。

イ わな猟免許は、わなを使用する法定猟法により狩猟をする者を対象とする。

ウ 第一種銃猟免許は、装薬銃を使用する猟法により狩猟をする者を対象とする。（ただし、第一種銃猟免許を受けた者は、空気銃（圧縮ガスを使用するものを含む。）を使用する猟法により狩猟をすることができる。）

エ 第二種銃猟免許は、空気銃（圧縮ガスを使用するものを含む。）を使用する猟法により狩猟をする者を対象とする。

【実施期日、会場名及び申請期間】

免 許 試 験		
実施期日	会 場 名	申請期間

平成31年6月27日（木曜日）	福岡県福岡西総合庁舎 福岡県八幡総合庁舎 福岡県行橋総合庁舎	5月20日（月）～6月17日（月）
平成31年7月25日（木曜日）	ピーポート甘木 飯塚市庄内交流センター 福岡県筑後農林事務所	5月20日（月）～7月12日（金）
平成31年8月25日（日曜日）	福岡県行橋総合庁舎	5月20日（月）～8月13日（火）
平成32年1月26日（日曜日）	福岡県福岡西総合庁舎	11月1日（金）～1月14日（火）

免 許 更 新 講 習

実施期日	会 場 名	申請期間
平成31年7月2日（火曜日）	ピーポート甘木	5月27日（月）～6月21日（金）
平成31年7月10日（水曜日）	飯塚市庄内交流センター 八女市立花市民センター	5月27日（月）～6月28日（金）
平成31年7月17日（水曜日）	まいピア高田	5月27日（月）～7月5日（金）
平成31年7月23日（火曜日）	福岡県八幡総合庁舎	5月27日（月）～7月12日（金）
平成31年7月24日（水曜日）	福岡県吉塚合同庁舎	5月27日（月）～7月12日（金）
平成31年7月26日（金曜日）	福岡県行橋総合庁舎	5月27日（月）～7月16日（火）
平成31年9月1日（日曜日）	福岡県筑後農林事務所	5月27日（月）～8月20日（火）

6 注意事項

- (1) 試験又は講習の当日の受付は、午前9時00分から同9時30分まで行う。
- (2) 次のいずれかに該当する場合は、試験又は講習を受けることができなくなるので注意すること。
- ア 試験開始時刻又は講習開始時刻に遅れた場合
- イ 受験中又は受講中無断で退席した場合
- ウ 試験又は適性検査を不正な手段によって受け、又は受けさせようとした場合

エ 他の者の迷惑になるような行動等をとった場合

- (3) 手数料は、福岡県領収証紙により納付することとし、既納の手数料、申請書等は、いかなる理由があっても返還しない。
- (4) 試験又は講習には、受験票又は受講票及び筆記具を必ず持参すること。
- (5) その他詳細については、福岡県各農林事務所農山村振興課若しくは農山村・農業振興課又は農林水産部農山漁村振興課鳥獣対策係に問い合わせること。

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成31年4月16日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
糟屋郡粕屋町長者原東七丁目1番15、51番1及び51番3から51番9まで
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
福岡市博多区空港前一丁目7番15号
粕屋殖産株式会社
代表取締役 篠原 隆盛

教育委員会

福岡県教育委員会告示第6号

福岡県文化財保護条例（昭和30年福岡県条例第25号）第24条第7項の規定により、次のように福岡県指定無形文化財保持者の認定が解除されたので告示する。

平成31年4月23日

福岡県教育委員会

福岡県指定無形文化財の名称	保持者の氏名	認定告示	認定解除年月日
掛川	広松 ツチエ	昭和33年福岡県教育委員会告示第40号	平成31年3月20日